

## 過去の災害時における 被災中小企業等支援の取組・現状

平成30年2月  
中小企業庁経営安定対策室

# 1. 中小企業庁における災害時の被災中小企業支援について

平成27年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
口永良部島噴火(5月)	鹿児島県	○	1			
箱根山(大涌谷)(7月)	神奈川県	-	-			SN4号の実施
桜島(8月)	鹿児島県	-	-			SN4号の実施
台風18号 (関東・東北豪雨)(8月)	茨城県、栃木県 宮城県	○	茨城県10 栃木県8 宮城県8	○【局激】	常総市(茨城県)	災害ファンドを実施
台風21号(10月)	沖縄県	○	1			

平成28年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
熊本地震(4月)	熊本県	○	45	○【本激】	熊本県	SN4号地域拡大 グループ補助金等実施
台風10号(8月)	北海道、岩手県	○	北海道20 岩手県12	○【局激】	南富良野町(北海道)、宮古 市、久慈市、岩泉町(岩手 県)	既存補助金活用
鳥取県中部地震(10月)	鳥取県	○	4			
新潟県糸魚川市における 大規模火災(12月)	新潟県	○	1			既存補助金活用

平成29年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
九州北部豪雨(7月)	福岡県、大分県	○	福岡県3 大分県2	○【局激】	朝倉市、東峰村(福岡県)	経産局個社支援 既存補助金活用 SN4号地域拡大
秋田豪雨(7月)	秋田県	○	1			
台風18号(9月)	大分県	○	2			
台風21号(10月)	三重県、和歌山県、 京都府	○	三重県2 和歌山県1 京都府1			経産局個社支援 SN4号地域拡大

# 【参考】中小企業庁における被災中小企業支援について（初動措置）

災害時に災害救助法が適用された場合、同法が適用された地域に対して以下の中小企業支援を実施している。

## ① 特別相談窓口の設置

- |            |             |                |
|------------|-------------|----------------|
| ・ 日本政策金融公庫 | ・ 商工会議所     | ・ 全国商店街振興組合連合会 |
| ・ 商工組合中央金庫 | ・ 商工会連合会    | ・ 中小企業基盤整備機構   |
| ・ 信用保証協会   | ・ 中小企業団体中央会 | ・ 各経済産業局       |
|            | ・ よろず支援拠点   | 等              |

## ② 災害復旧貸付の実施

	日本政策金融公庫	商工組合中央金庫
金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：基準利率1.16% ・ 国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.36% （平成30年1月18日時点）	・ 所定の利率（相談の上決定）
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円	・ 別枠で1億5,000万円

## ③ セーフティネット保証4号の適用

- ・ 保証割合：100%保証
- ・ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（一般保証とは別枠）

## ④ 既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

## ⑤ 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ・ 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付利率：年0.9%（平成30年2月時点）
- ・ 貸付期間：貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

※①・②・④は、災害救助法の適用を受けた市町村がある都道府県が対象。

③・⑤は、災害救助法の適用を受けた市町村が対象。